

香川県報



号 外

平成 18 年

3 月 8 日(水曜日)

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）

監査委員公表

- 監査結果に基づく措置の公表
- 包括外部監査結果の公表

監査委員公表

●香川県監査委員公表第 1 号

平成16年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年 3 月 8 日

香川県監査委員 石 川 豊
同 石 川 稠 治
同 野 田 峻 司

包括外部監査の結果に対する措置状況

1 職員手当の財務事務の執行及び職員住宅、公舎の管理状況について

区分	項 目	指摘内容（要約）	講じた措置等
職員手当	(1) 出勤簿、特殊勤務手当実績簿及び超過勤務等命令簿兼実績簿の不整合の事例	出勤簿が「休」になっているにもかかわらず、有害物取扱手当が支給されている事例があった。	週休日における超過勤務等において行った業務に対して手当が支給されたケースであり、出勤簿の押印も直ちに出勤簿の訂正を行

2 県営住宅の管理状況について

区分	項 目	指摘内容（要約）	講じた措置等
	(2) 特殊勤務手当実績簿の不十分な記載の事例	特殊勤務手当実績簿の記載が不十分なため、支給の根拠が明確でないものが4件あった。	特殊勤務手当実績簿の記載を直ちに改めた。また、実績簿の記載方法について、周知、徹底を図った。
	(3) 給与手当計算の誤りの事例	①特殊勤務手当実績簿の記載もれのため、臨床業務手当が1日分過少に支給されていた。 ②超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当について、11,079円過多に支給されていた。	①特殊勤務手当実績簿を修正のうえ、手当を支給した。 ②直ちに返還手続きを行った。
	(4) 宿直手当の支給に疑問が生じている事例	当該医師は、宿直を命ぜられた時間中、超過勤務（手術）を行い、5時間未満の宿直として10,000円の宿直手当が支給されていた。超過勤務により、結果的に宿直時間が0時間になっても、病院内に待機していたと判断し、宿直手当を支給していたものであり、今後は、宿直勤務の実態を適正に把握して支給すべきである。	宿直時間の全てが超過勤務となるようなケースについては、超過勤務のみ命令することとした。 当該ケースについては、宿日直手当の返還手続きを行った。
	敷金の管理	帳簿（システム上の）残高と預り歳入歳出外現金の不整合（歳入歳出外現金の預り金残高）より、住宅管理システム上の預り金残高の方が36万6千円	敷金台帳を再整備するとともに、突合の徹底を図ることとした。

	<p>少なかった。 今後、この原因を追求し、その差額について適切な処理を行い、今後は少なくとも年に1度はこれらを照合すべきである。</p>	
<p>住宅供給公社における契約業務</p>	<p>(1) 単価表の適用誤り金額的には少額であるが、業者が提出した工事見積書で単価の適用誤りがあった。公社の担当者が充分チェックするとともにその証拠を残すことが必要である。 (2) 工事契約手続きの適切な運用 ① 工事規模の考え方について同一業者、同一地域で同時に発注した工事について、部屋ごと等に工事を細分化し50万円以下とすることで、簡易な契約事務を行っているものが一部見受けられる。一の工事として本来あるべき入札等の契約事務を行うべきである。 ② 相見積を入手していない随意契約について 随意契約において緊急な事情がある場合等は相見積の入手が不要となるが、特にそのような事情がないにもかかわらず、相見積を入手していない工事が見受けられた。価格の競争性を保つため、原則どおり相見積は入手し、例外的に入手できないときにも確実に査定し、その痕跡を残して</p>	<p>見積書の項目を単価表と突合する。 同一団地で同時期に発注する工事について、設計金額が50万円を超える場合は、2社以上の随意契約や入札により執行する。</p> <p>修繕工事のうち、相見積もりの入手が可能な工事は、2社から見積もり徴収を行う。</p>

<p>計画管理・その他</p>	<p>おく必要がある。 ③ 完成報告書の入手については一部の仕事については取引業者から完了報告書を入手していない。完了報告書は外部証拠として重要なものであり、入手し保存すべきである。</p>	<p>全ての修繕工事について完了報告書を徴収する。</p>
	<p>修繕計画の作成 具体的な中長期の修繕計画を作成しておらず、中長期的にどの程度、修繕費が生じるのかを把握していない。修繕計画は将来の果の負担把握のため必要なだけでなく、ライフサイクルコストインフラによる削減のためにも、必要である。</p>	<p>県営住宅のあり方について見直しを行うため、「香川県営住宅検討委員会」により、戸数削減との答申を昨年9月末に受け、この具体的な削減計画を、「香川県営住宅ストック総合活用計画」の中で、今年度中を目処に定める予定としている。 「修繕計画」についても、存続や廃止の年次計画と密接に関連するため、「香川県営住宅ストック総合活用計画」の中で同時に作成を行う。</p>

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人大西俊哉から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別冊（平成17年度包括外部監査の結果報告書 他主体との事業分担・運営の合理性と実施にかかる内部体制）のとおり公表する。
平成18年3月8日

香川県監査委員 石川 豊
同 石川 稠治
同 野田 峻司